どんな相談ができるの? ご相談・お問い合わせ

サービスを使いたい けど、どうしたら よいかわからない

どんなサービスを受け られるのかを知りたい

こどもの将来に 不安がある…

> 学校を卒業した こんな暮らしが 後、どうしよう したい!

放課後の過ごし 方に困った

> 日常生活で困ってい るけど、どうしたら よいか分らない



サービス等利用 計画の作成は?

こんな不安や悩みはありませんか?

様々な不安や悩み等の相談に対し、 専門の相談員が対応いたします。 お気軽にご相談ください。



サービス等利用計画って?

様々なサービスの利用を通して、ご本人やご家族 の希望する生活の実現、目標の達成に向けて作成す るものです。計画を作る人は担当の相談支援専門員 です。

相談支援センターしまだ

所在地 〒206-0036

東京都多摩市中沢1-31-1

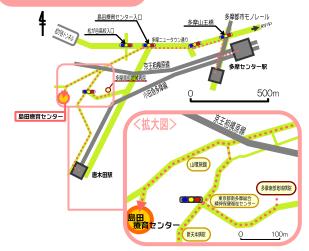
社会福祉法人日本心身障害児協会 島田療育センター 内

電話 042-374-2101 (地域連携情報室) (受付時間 土日祝祭日を除く 9:00~17:45)

FAX 042-374-2089

MAIL soudan@shimada-ryoiku.or.jp

アクセス



電車 下記駅より 徒歩約20分

京王多摩センター駅

多摩都市モノレール

多摩センター駅

小田急多摩センター駅 唐木田駅

多摩南部地域病院 バス停 降車

多摩センター駅 パス停より乗車

桜73 多摩南部地域病院 行き

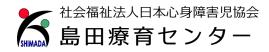
永53 永山駅 行き 「多摩市ミニバス)

相談支援センター しまだ

~ 重症心身障害児(者)やそのご家族が 地域で安心して充実した生活を送るために ~



指定特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 (平成26年8月1日 指定)



相談支援事業とは

サービス概要

平成24年4月より障害福祉サービスの利用には、「サービス等利用計画」の作成が必要となりました。



初めて障害福祉サービスを利用する場合、 またはすでにお持ちの受給者証が更新となる 場合に利用計画の作成が必要となります。

地域で安心して生活していただくために必要なサービスを利用できるようにお手伝いさせていただきます。



また、「サービス等利用計画」を 作るほか、様々な相談にも対応い たします。

費用

ご相談・「サービス等利用計画」作成については、自己負担はありません。



サービス対象となる方

対 象

- 当センター通所等を利用する南多摩地区 (多摩市・稲城市・日野市・八王子市・町田市) にお住まいの重症心身障害児・者*の方
 - ※以下の大島分類表1~4に該当する方
- 当センターに入所している18歳以上の方 (療養介護を利用している方)



大島の分類

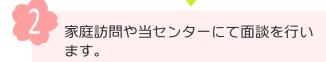
					80
21	22	23	24	25	70
20	13	14	15	16	50
19	12	7	8	9	35
18	11	6	3	4	20
17	10	5	2	1	0

(IQ)

(身体機能) 走れる 歩ける 歩行障害 すわれる 寝たきり

相談支援事業の流れ

お電話でお問い合わせください。



3 当相談事業所との契約、「サービス等利 用計画案」を作成します。

24 完成した案を市へ提出します。

5 市より受給者証が届きます。その内容 で利用できるサービスが決定します。

他の機関との連絡調整を行い「サービス等利用計画」を作成しお渡しします。

サービス利用状況の確認、計画の見直 し等を行います。 (モニタリング)